

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月9日

条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は土幌町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシス

テムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 町長	町が設置する住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの

3 町長	介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務以外の事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	町が設置する住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報または住民票関係情報
2 町長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報または介護保険給付等関係情報
3 町長	介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの	年金給付関係情報
4 町長	心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報または住民票関係情報
5 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報または生活保護関係情報
6 町長	高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報または住民票関係情報

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務以外の事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報または住民票関係情報
2 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報、住民票関係情報または就学支援金の支給に関する情報

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成28年規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の種類)

第2条 条例別表第1の第1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 士幌町勤労青少年アパート条例（昭和47年条例第19号）第6条に規定する入居の申し込み及び決定の事務
- (2) 士幌町公共賃貸住宅設置条例（平成10年条例第11号）第6条に規定する入居の申し込み及び決定の事務

第3条 条例別表第1の第2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 士幌町社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置実施要綱（平成18年訓令第12号）第4条に規定する審査に関する事務
- (2) 士幌町介護保険居宅サービス利用者負担助成規則（平成13年規則第5号）第6条に規定する審査に関する事務

第4条 条例別表第1の第3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 士幌町在宅介護用品扶助規則（平成8年規則第4号）第6条に規定する審査に関する事務

第6条 条例別表第1の第5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 士幌町軽度難聴児補聴器費支給事業実施要綱（平成22年訓令第2号）第5条に規定する審査に関する事務
- (2) 身体障がい者用自動車改造助成事業実施要綱（平成25年規則第6号）第6条に規定する審査に関する事務
- (3) 士幌町日常生活用具給付等事業施行規則（平成18年規則第43号）第6条に規定する審査に関する事務
- (4) 士幌町移動支援事業施行規則（平成18年規則第43-2号）第6条に規定する審査に関する事務
- (5) 士幌町生活サポート事業施行規則（平成18年規則第43-3号）第6

条に規定する審査に関する事務

- (6) 士幌町訪問入浴サービス事業施行規則（平成20年規則第31号）第6条に規定する審査に関する事務

第7条 条例別表第1の第6の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 士幌町高等学校等修学支援金給付要綱（平成21年訓令第31号）第7条に規定する審査に関する事務

第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 士幌町特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成28年告示第3号）第5条に規定する認定の事務

第9条 条例別表第1の第8の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 士幌町就学援助費支給要綱（平成28年告示第2号）第10条に規定する認定の事務

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。